

【7 釈文】酒蔵等買取り一件訴状（文化7年）

乍レ恐書付を以奉ニ御願上一候

小保方村	三室上組	訴訟人	勘	平
理不尽出入				

同八寸組	相手	平太夫
同	親類	斧右衛門
同	証人	丹 蔵
同三室		浅右衛門

御知行所小保方村三室上組勘平御訴訟

奉ニ申上一候儀者、同八寸組酒屋平太夫酒蔵・

酒造株・諸道具不レ残、文化四年卯ノ霜

月中より金貳拾貳両ニ買取置、慥成儀

定証文取置申候、去暮より段々酒造

道具相渡候様ニ掛合候得共、彼是日延ニ

被レ致、当盆前ニも世話人を以、度々掛合

候得共、一向埒明不レ申候、其上平太夫申候

様ニは、中々酒造道具相渡申事

杯決而不ニ相成一、年賦ニ成共日延ニ成共致

呉と申候、右者始終酒蔵・諸道具立

腐ニ致候積与理不尽申候、依レ之無レ抛

奉ニ願上一候、何卒御威光を以相手之者

被ニ 召出一御吟味之上、受取置候証文通

早速相渡シ呉候様被ニ 仰付一被ニ下置一候

ハ、偏ニ御慈悲与難レ有仕合ニ奉レ存候、猶又

委細之義者御吟味之節、乍レ恐口上ニ而可ニ申

上一候、以上

文化七年

午八月日

訴訟人	勘	平
組頭	金右衛門	印
名主	作右衛門	印

御陣屋御元

御役人衆中様

【7 読み下し文】

恐れ乍（なが）ら書付を以（もつ）て御願い上げ奉（たてまつ）り候

小保方村

三室（みむろ）上組

訴訟人 勘 平

理不尽出入（りふじんできり）

同八寸（はちす）組

相手 平太夫

同

親類 斧右衛門

同

証人 丹 蔵

同三室

浅右衛門

御知行所（ちぎょうしよ）小保方村三室上組勘平御訴訟

申し上げ奉り候儀は、同八寸組酒屋平太夫酒蔵・

酒造株・諸道具残らず、文化四年卯の霜

月中より金貳拾貳両に買い取り置き、慥（たし）か成る儀

定（ぎじょう）証文取り置き申し候、去る暮れより段々酒造

道具相渡し候様に掛け合い候えども、彼是（かれこれ）日延べに

致され、当盆前にも世話人を以て、度々（たびたび）掛け合い

候えども、一向埒明（らちあけ）申さず候、其（そ）の上平太夫申し候

様には、中々（なかなか）酒造道具相渡し申す事

杯（など）決して相成らず、年賦に成るとも日延べに成るとも致し

呉れと申し候、右は始終（しじゅう）酒蔵・諸道具立ち

腐れに致し候積もりと理不尽申し候、これに依り抛（よ）ん所なく

願い上げ奉り候、何卒（なにとぞ）御威光を以て相手の者

召し出され御吟味の上、受け取り置き候証文通り

早速（さつそく）相渡し呉れ候様仰せ付けられ、下し置かれ候

はば、偏（ひとえ）に御慈悲と有り難き仕合わせに存じ奉り候、猶又

委細の義は御吟味の節、恐れ乍ら口上（こうじょう）にて申し

上げべく候、以上

（一八一〇）

文化七年

午八月日

訴訟人 勘 平 印

組頭 金右衛門 印

名主 作右衛門 印

御陣屋御元

御役人衆中様